

## 北海道大学学術成果コレクション利用細則

(平成18年3月17日図書館委員会裁定)

(平成30年4月1日改定)

(令和4年10月1日改定)

(趣旨)

1. 本細則は、北海道大学学術成果コレクション運用要項第2条に定める目的を達するために、同要項第4条に基づき北海道大学学術成果コレクションにおける資料の利用に係る事項を定めるものである。

(利用条件)

2. 本コレクションの資料は、以下のいずれかの条件が適用されており、閲覧等の私的な利用を超える利用については、資料の利用者は、以下に掲げる条件を遵守するものとする。
  - (1) 利用しようとする資料が、本コレクションで公開する以前に、出版社等により出版・公表され、投稿規則ないし出版契約等により当該出版社等が利用に係る条件を定めている場合、その条件に従うものとする。
  - (2) 利用しようとする資料がクリエイティブ・コモンズ・ライセンスの適用を受けている場合、当該ライセンスの定める条件に従うものとする。

(メタデータ及び抄録の利用条件)

3. 本コレクションの以下のデータについては、原則として CC0 (パブリック・ドメイン提供) の定める条件が適用され、その下で公開されるものとする。
  - (1) メタデータ (書誌事項)
  - (2) 附属図書館と編集委員会等の取り決めによりデジタルオブジェクト識別子 (Digital Object Identifier) を付与する資料の抄録

(免責事項)

4. 附属図書館は、本コレクションの資料を利用することによって発生した利用者のいかなる損害についても、一切責任を負わないものとする。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この細則は、令和4年10月1日から実施する。